

野木町災害時協力井戸登録制度実施要綱を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

野木町災害時協力井戸登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用できる水（以下「生活用水」という。）を確保するため、災害時における生活用水を町民等に供給するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 災害時協力井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に所在する井戸であって、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水の色、濁り、臭い等明らかに異常があり、生活用水としての使用に不適当な水質でないこと。
- (4) 井戸水をくみ上げるための電動式若しくは手動式のポンプ又はつるべ等があること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸の周囲に水を汚染するようなものがないこと。
- (7) 災害時において町民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により継続的かつ適正に管理されていること。
- (8) 町民等に広く周知できるよう井戸の所在地及び所有者の氏名を公表できること。

(登録の申出)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする所有者等（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）により町長に申し出るものとする。

(登録の決定)

第4条 町長は、前条の申出があったときは、その内容を審査し、災害時協力井戸の登録の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録することを決定したときは災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）により、登録しないことを決定したときは災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）により申出者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、申出者に災害時協力井戸指定標識（別記

様式第4号。以下「標識」という。)を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた申出者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害により水道が断水になったときは、町民等への生活用水の円滑な提供に努めること。
ただし、停電その他災害時協力井戸を活用することが困難な状況にあるときは、この限りでない。
- (2) 標識は、登録者の自宅の玄関等の見やすい場所に表示すること。

(公表)

第6条 町長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるようにするため、災害時協力井戸の所在地及び所有者の氏名の公表を行うものとする。

(登録期間)

第7条 災害時登録井戸の登録期間は、標識の交付の日から3年とする。

- 2 前項の登録期間は、これを更新することができる。ただし、町長は、登録期間が満了するまでに、登録者から登録期間の更新をしない旨の申出がないときは、登録期間が満了する日からさらに3年間登録期間を更新するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の変更)

第8条 登録者は、災害時協力井戸の登録の変更を行うときは、災害時協力井戸登録変更申出書(別記様式第5号)により町長に申し出るものとする。

(登録の解除)

第9条 町長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除することができる。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書(別記様式第6号)により災害時協力井戸の登録解除の申出があったとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が災害時協力井戸として登録することが適当でないとき。

- 2 町長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書(別記様式第7号)により当該登録者に通知するものとする。

- 3 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに標識を町長に返還しなければならない

ない。

(立入調査等)

第10条 町長は、災害時協力井戸の登録に関し必要があると認めるときは、当該登録者に対して井戸の状況を聞き取り、又は当該登録者の同意を得て当該井戸の立入調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。